

**桑名市多度力尾土地区画整理事業（工業地の造成）に係る
環境影響評価準備書に対する環境保全の見地からの意見等
（写し）**

- ・ 三重県知事の意見
- ・ 桑名市長の意見
- ・ 東員町長の意見

- ・（参考）住民等の意見はありませんでした。

三重県知事の意見

(総括的事項)

- 1 事業実施区域北側及び周辺区域は、自然度の高い植生が残っている樹林帯で、かつ特殊な環境として小規模な湿地が多数確認されている。また、そこに依存している希少な動植物種も存在しているので、その区域の生態系の保全と連続性を念頭におき、工業地として必要な面積を再検討して、改変する面積をできる限り小さくするように努めること。
- 2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全（動植物・生態系）の影響及び環境保全措置（低減、代償）については、他の環境要素と比べて定量的でないため、不確実性があるという前提で影響評価を行うこと。また、各環境保全措置について不確実性となる要素を具体的に明記し、評価すること。
- 3 当該事業によって整備される工場用地の誘致企業については想定業種として予測・評価を行っているので、本準備書に示された環境への影響の種類、程度及び範囲を超えることのないような企業を誘致し、事前に誘致企業の具体的な事業計画に基づく予測・評価及び環境保全措置の検討を行うこと。また、誘致企業が行うこととしている環境保全措置が、確実に実施されるよう要請すること。
- 4 動植物・生態系の保全のため、新たに、事業実施区域外の周辺地権者等に協力を得て行うとした環境保全措置については、確実に実施が可能であること、かつ、継続して行われることが、客観的に証明できる説明を評価書に記載すること。

(個別的事項)

- 1 大気質
 - (1) 工事の実施に伴う重機からの排出ガスによる影響について予測した短時間評価では、気象条件によっては、二酸化窒素濃度が環境基準値を超える時間帯があるため、事業実施区域周辺の日常生活に支障が生じないような工事計画にすること。
 - (2) 工場の供用に伴う排出ガスによる影響については、排出ガス発生源の条件の規模を想定したうえで予測・評価されているため、工場の具体的な事業計画が明らかになった時点で、再度、予測・評価及び環境保全措置の検討を行うこと。
- 2 騒音・振動・低周波音
 - (1) 工事の実施に伴う重機の稼働による騒音の影響については、騒音予測は、建設作業騒音の規制基準値内ではあるが予測地点の現況値を超えているため、工事の進捗状況に応じ騒音の低減対策を講じる等、事業実施区域周辺の日常生活に支障が生じない工事計画に努めること。
 - (2) 工場の供用に伴う低周波音による影響については、環境省が示した「物的苦情に関する参照値から 10dB 減じた値」を住居地域のレベル値として設定し、そこから遡って、工場敷地境界における目標値を算出する予測・評価をしているが、工場の具体的な事業計画が明らかになった時点で、発生源の低周波音レベルを想定し、予測・評価及び環境保全措置の再検討を行うこと。

3 悪臭

工場の供用に伴う悪臭による影響については、発生源条件と予測項目を想定したうえで予測・評価しているが、工場の具体的な事業計画が明らかになった時点で、再度、予測・評価及び環境保全措置の検討を行うこと。

4 水質

(1) 造成工事終了後から工場が供用されるまでの間に発生する降雨時の濁水による影響については、予測・評価及び環境保全措置の検討を行うとともに、豪雨時における具体的な対策を含めた監視マニュアルの作成等、濁水防止に留意すること。

(2) 工場供用後の排水が沢地川及び肱江川に与える影響については、河川の水量・水質の変動を考慮して予測・評価を行うこと。また、独自に設定した放流先河川水質目標値の遵守が困難な状況であることから、誘致企業に対して、放流先河川の水量・水質の現状を踏まえたうえで、工場の処理水質と排水量の限度を示し、遵守させること。

5 地形及び地質

(1) 事業実施区域には、活断層の存在が確認されていることを誘致企業等に対し、十分に説明しておくこと。

(2) 工場用地北東端に存在する嘉例川火山灰層と亜炭層については、学術的に貴重なものであることから桑名市教育委員会と十分協議を行い、可能な限り環境保全措置を行うこと。また、その協議した結果についても評価書に記載すること。

6 陸生動物

(1) 陸生動物の影響予測については、事業実施に伴い植生が変化する観点からも行うこと。

(2) 事業実施に伴い生育環境が変化することで影響を受ける陸生動物の環境保全措置については、保護の知見が少ないコガネグモやヒメビロウドマイマイ等、及び、人為的に新たに創出される湿地ビオトープで保護するヒメタイコウチは、長期間の人為的な管理を必要とするため、常に検証を行うこと。

(3) ヒメタイコウチの保全については、桑名市の天然記念物であることから、桑名市教育委員会と十分協議を行い、可能な限り環境保全措置を行うこと。また、その協議した結果についても評価書に記載すること。

7 陸生植物

(1) 現存の中～大径照葉樹について、調査・予測・評価を行うこと。評価を行う際には、現存する中～大径照葉樹を保全する措置について検討すること。

(2) 草本類の法面緑化等の実施については遺伝子の攪乱を防ぐため、現存の植生に配慮して、現地で採取した種子を用いる工法等を検討すること。

(3) アキザキヤツシロランからクロヤツシロランに生息植物種を変更したことについては、

その理由を明確にすること。また、クロヤツシロランは、希少種である可能性があるので、専門家の意見を聞いたうえで関係の行政機関と協議を行い、環境保全措置を行うこと。

- (4) 植物の移植を行う際には、移植先への影響及び効果の不確実性の程度について、事前に評価を行った上で実施可能な場合にのみ行うこと。特に、ヤツシロラン類の移植の知見や実績は少ないと思われるので、行うのであれば十分留意すること。
- (5) 残存区域に新たに創出する計画である湿地ビオトープの整備は、現状の湿地環境を十分把握したうえで、水源の確保に配慮した計画にすること。また、維持管理及び事後調査を長期的に行うこと。

8 生態系

- (1) 事業実施区域及び周辺区域には、特殊な環境として小規模な湿地帯が多数確認されていることから、湿地生態系についての調査・予測・評価を行い、可能な限り影響の回避・低減をすること。
- (2) オオタカについては、営巣が事業実施区域の隣接地で確認されていることから、環境省のマニュアル等に従い、営巣期の全行動圏を把握するための調査を行うこと。また、その結果に基づいて、必要に応じて、生息環境や架巣環境の詳細調査を広範囲に実施し、オオタカを含む生態系への影響の回避を前提に環境保全措置の再検討を行うこと。

9 景観

三重県景観計画に基づく景観形成基準に十分配慮をした事業計画とすること。

10 温室効果ガス

- (1) 工事の実施に伴う予測は、工事事務所で使用する燃料及び電気を含めて行うこと。
- (2) PFCやSF6は、想定業種の電子部品・デバイス製造業等で多く排出されているので、予測・評価及び環境保全措置の検討を行うこと。
- (3) 温室効果ガスの排出抑制の取り組みは、工事中及び工場供用後も積極的に行うこと。

11 事後調査

- (1) 工事中、供用後の事業実施段階毎に事後調査の実施主体を明確にすること。
- (2) 事後調査結果の評価をするための基準を可能な限り、明確にし、評価書に記載すること。
- (3) 水質の調査は、工場排水についても行うこと。
- (4) 悪臭の調査は、逆転層が発生しやすい冬季についても行うこと。
- (5) 陸生動物の調査は、コガネグモやヒメピロウドマイマイについても行うこと。

桑名市長の意見

1. 環境影響評価に係る今後の事後調査までの過程において、新たな事情が生じた場合には必要に応じて選定した項目及び手法の見直しや追加調査、それに関する予測および評価を行うこと。
2. 天然記念物「ヒメタイコウチ」について
 - (1) 工事着手前の現状変更の届出の提出
 - ・事業計画が固まった後すみやかに桑名市文化財保護条例第 36 条に基づく届出を行い教育委員会からの許可を受けること。
 - (2) 移動場所について
 - ・移動場所の整備を確実にを行うこと。
移動計画上で示されている移動先の現状はヒメタイコウチの生息に適さない荒れた状態であるので、ヒメタイコウチの生息に適した環境になるように整備すること。
 - ・移動場所は、危険分散のため、2 個所以上の移動先を設定すること。
 - (3) 移動時期について
 - ・ヒメタイコウチの捕獲が容易な時期である 7 月～9 月に移動を実施すること。
 - (4) ヒメタイコウチ移動地の事後調査について
 - ・事後調査は、移動後 10 年間にわたり桑名市教育委員会立ち会いのもと生息調査を実施すること。
 - (5) ヒメタイコウチ移動地の管理体制について
 - ・管理体制が確定する時期を明確にすること。
 - ・移動地の管理は、事業者（もしくは誘致企業）において実施すること。
3. 嘉例川褶曲帯について
 - (1) 本事業地内に露出している地層群は「嘉例川褶曲帯」と呼ばれ、養老山地の隆起に伴って地層が垂直に変形した珍しい地層群であり、この地層群には約 175 万年前に堆積した嘉例川火山灰層と、亜寒帯性の昆虫化石や植物化石を含有する亜炭層が挟まれており、地球が寒冷化したことを示す学術的にきわめて貴重な地層といえる。
事業の進展に伴い、こうした地層群が失われてしまう場合には、地層の剥ぎ取りやサンプルの採取などを行い、できるかぎり正確に記録保存を図ること。
 - (2) 記録保存にあたっては専門家による現地調査を実施し、調査成果を学術報告書として必要部数印刷して残すこと。
 - (3) 学術報告書とともに、中学生程度でも理解できる一般向けの分かりやすい普及書を発行し、市民への啓発を行うこと。
 - (4) なお、事業地内の別の場所で同様の地層が確認された場合、現地で保存し一般市民が常に見学でき貴重な学術資料を広く活用できるよう屋根などを設置して、展示パネルなどを設けること。

以上

東員町長の意見

常に最新の技術と知見の情報収集に努め、環境への負荷の回避・低減対策に反映すること。
工事中及び供用開始後に予測し得なかった環境影響が生じた場合は、事業の中断・凍結を含め適切な対応をすること。